

目 次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 報酬（第3条－第6条）
- 第3章 退職慰労金（第7条－第9条）
- 第4章 雑則（第10条－第11条）
- 附 則

広島県医師会役員等の報酬及び退職慰労金に関する規則

平成 26.4 施行

第1章 総 則

（目的）

第1条 本規則は、定款第38条の規則に基づく広島県医師会役員への報酬及び退職慰労金の支給基準、並びに代議員会の議長及び副議長への報酬及び退職慰労金の支給基準に関し必要な事項を定め、その適切なる運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本規則において、用語の定義は次のとおりとする。

- （1）役員とは、定款第30条1項に規定する理事及び監事を言う。
- （2）報酬とは、役員が、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

第2章 報 酬

（報酬の区分）

第3条 役員及び代議員会の議長、副議長等の報酬は会議手当、執務手当及び賞与とする。

（手当）

第4条 役員等の会議手当及び執務手当は月額にまとめ振り込み支給する。

第5条 役員等の手当の支給日は毎月20日（その日が休日に当たるときは、休日でないその前日）とする。ただし、第6条に規定する賞与を支給する月にあつては、その都度別に定める日とすることが出来る。

（賞与）

第6条 役員及び代議員会の議長、副議長の賞与の額は、別表1に定める額を上限として、理事会の決議により定める。

- 2 賞与の支給日は6月、12月の原則として14日とする
- 3 第1項及び第2項の賞与は、それぞれ支給日の属する月の前月末日（以下「基準日」という。）に在職する者及び支給日の属する月の前月1日から基準日の前日までに退職した者に支給する。

第3章 退職慰労金

（支給の範囲）

第7条 本規則により退職慰労金の支給を受ける者は、役員及び代議員会の議長、副議長とする。

（退職慰労金）

第8条 退職慰労金は、次の各号に該当する者に対して支給する。

- （1）任期を満了した者
- （2）在任中死亡した者
- （3）辞任届を提出し受理された者

（退職慰労金支給額）

第9条 支給額は、代議員会で承認された、別表2に定める定額に在任年数（原則2年）を乗じて計算する。ただし、在任年数の計算にあたって月数に増減が生じたときは、月額計算にて処理し、日数に端数を生じた場合には、これを1ヶ月として算入する。

第4章 雑則

（報酬等の支給方法）

第10条 報酬等は通貨をもって本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。
2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（改廃）

第11条 本規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

附 則

（施行期日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(別表 1)

会 長	半年額 70万円
副 会 長	半年額 45万円
常任理事	半年額 40万5千円
理 事	半年額 9万円
監 事	半年額 9万円
代議員会議長	半年額 9万円
代議員会副議長	半年額 9万円

(別表 2)

会 長	90万円
副 会 長	54万円
常任理事	36万円
理 事	9万円
監 事	18万円
代議員会議長	18万円
代議員会副議長	9万円